

日本図書館協会図書紹介事業にかかる執筆要領

2017年5月15日制定

2019年5月9日改定

1 方針

- (1) この要領は、「日本図書館協会図書紹介事業委員会規程」第2条第2項(1)および(2)に基づき、図書紹介にかかる諸事項を定めるものである。
- (2) 書評原稿の作成者（以下「作成者」という。）は、書評の作成に当たって以下の点に留意する。
 - ア 自館または他館の蔵書の中から、図書館員ならびに一般読者にすすめたい図書を選定し、書評を作成する。ただし、作成の時点で新刊書店の店頭または出版社に在庫があり、購入可能なものに限り、原則として、次のものは除外する。
 - (ア) 図書館情報学関連図書
 - (イ) 文芸書（詩、小説、戯曲等）
 - (ウ) 児童を対象とするもの（絵本、紙芝居、児童書等）
 - (エ) 専門家に利用が限定される学術書・マニュアル等
 - イ 悪意や攻撃を目的とした批判は行わず、人権およびプライバシーに十分配慮した表現に努める。

2 体裁

- (1) 書評1点当たりの字数は、全体で22字×39行を超えないものとする。
 - ア 冒頭の3行には、対象とする図書の基本的な書誌事項を記載する。
 - イ 書評の本文は、22字×35行とする。
 - ウ 末尾の1行には、（ ）内に作成者の名前（ふりがな）、所属および日本図書館協会認定司書番号を記載する。
- (2) 対象とする図書の書影は入れない。

3 原稿の書き方

- (1) 読みやすさを考慮し、必要に応じて改行する。
 - ア 書き出しおよび改行の際は、1字分下げる。

イ 小見出しは入れない。

- (2) 図書の内容を引用または参照する際には、以下の点に留意する。
 - ア 引用は適正な範囲内で行うこととし、用字・用語を含めて正確に引用するとともに、引用したページを示したうえで、全体を「」でくくる。
 - イ 途中を略す場合は(中略)、(以下略)とする。
 - ウ 対象図書以外の書名は『 』でくくり、必要に応じて書誌事項を記す。
- (3) 用字・用語については、以下のとおりとする。
 - ア 句読点はコンマ(,)、マル(。)を使用する。
 - イ 本文は「デアル調」とし、仮名遣いは「現代仮名遣い」、漢字はおおむね「常用漢字表」の範囲内で使用する。

4 原稿の提出、校正および掲載

- (1) 原稿は電子データ（Microsoft Word）で作成し、定められた期日までに事務局（日本図書館協会事務局出版部 電子メール：shuppan@jla.or.jp）に提出する。
- (2) 提出された原稿は、依頼原稿であるか公募原稿であるかにかかわらず、図書紹介事業委員会（以下「委員会」という。）において体裁・内容等をチェックのうえ、採用の可否を決定する。
- (3) 採用に当たって修正を加える必要があると判断したときは、修正箇所と理由を明示したうえで、委員長名で修正を依頼する。
- (4) 著者校正を1回行う。
- (5) 再校は、委員会および事務局の責任において行う。
- (6) 校了原稿は、機関誌『図書館雑誌』、株式会社読書人発行『週刊読書人』および「週刊読書人ウェブ」に掲載する。
- (7) 本応募に関連して取得する個人情報、他の目的で使用することは一切しない。